

一般社団法人 日本作業療法士協会
旅 費 規 程

平成24年5月19日

平成28年12月17日

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の事業遂行に必要な旅費に関する基準を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 本会の役員が理事会及び社員総会に出席した場合、又は本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

2 本会の社員が社員総会に出席した場合は、旅費を支給する。なお、臨時社員総会への出席に係る旅費については、理事会で承認された場合に支給する。

3 本会から委嘱された、若しくは公文書により依頼を受けた正会員が、本会の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

4 本会の正会員以外の者が、本会から公文書により依頼を受け、講師、委員等として、又は本会の事業に従事するために旅行した場合は、旅費を支給する。

5 第1項から第4項の規定にかかわらず、協会他部署、他団体及び他の民間会社等の会議等が同日若しくは同日に前後して行われ、同一の旅行に対して協会他部署、他団体及び他の民間会社等から旅費が支給される場合は、旅費を支給しない。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

2 国内旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の実費を支給する。宿泊料は、宿泊先の区分に応じ別表の金額を上限とした実費を支給する。

3 理事会又は常務理事会が、日本作業療法学会において若しくは連続して学会開催地で開かれる場合は、上記の定めにかかわらず、当分の間、旅費を支給しない。

4 国外旅行の旅費は、その都度理事会が決定する。

(処分)

第5条 本会の正会員が、この規程に定める諸規則に反して虚偽の請求を行った場合、本会の倫理綱領及び作業療法士の職業倫理指針にもとる行為として、会員の処分の種類に関する規程に定める退会若しくは譴責の処分を行う。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、本会の登記日に遡って平成24年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から一部改正により施行する。

別表（第 4 条第 2 項関係）

宿 泊 料 （一泊につき）

甲 地 方	乙 地 方
特別区（東京23区）および政令指定都市	甲地方以外の地域
11,000円	10,000円